

○ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的方法） 第二条 この府令において「電磁的方法」とは、次に掲げる方法という。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ 金融サービス仲介業者（当該金融サービス仲介業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供する相手方（以下この条及び次条において「顧客」という。）又は当該金融サービス仲介業者の用に供する者を含む。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。イ及びロにおいて同じ。）の使用に係る電子計	（電磁的方法） 第二条 「同上」 一 「同上」 イ 金融サービス仲介業者（情報の提供を行う金融サービス仲介業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該情報を提供する相手方（以下この条及び次条において「顧客」という。）又は当該金融サービス仲介業者の用に供する者を含む。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。イ及びロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に

算機とを接続する電気通信回線を通じて「記載事項」を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（この項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を受ける場合にあつては、金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロゝニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 〔略〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

〔三・四 略〕

（電磁的方法による情報の提供）

第三条 金融サービス仲介業者（第二号又は第三号に掲げる規定による書面の交付にあつては、当該金融サービス仲介業者の役員（法第十三条第一項第二号に規定する役員をいう。第十三条第二号

「記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（この項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を受ける場合にあつては、金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロゝニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

〔三・四 同上〕

（電磁的方法による情報の提供）

第三条 〔同上〕

を除き、以下同じ。）又は使用人（法第三十条において準用する保険業法（平成七年法律第百五号。次章において「準用保険業法」という。）第二百九十四条第一項に規定する役員又は使用人に限る。）を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金融サービス仲介業者は、当該書面を交付したものとみなす。

〔一〕三 略〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔2・3 略〕

（親法人等及び子法人等から除かれる者）

第四十二条 令第三十条第二項及び第三項に規定する内閣府令で定

める者は、次に掲げる者とする。

一 〔略〕

二 専ら次に掲げるいずれかの者の業務（有価証券等仲介業務、金融商品取引業等及び金融商品仲介業を除く。）の遂行のための業務（非公開財産等情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客

〔一〕三 同上〕

四 第九十条第一項第一号及び第三号ロ

五 第九十一条第一項第一号及び第四号ロ

六 第一百六条第一項第三号ロ

七 第一百七条第一項第四号ロ及び第五号ロ

〔2・3 同上〕

（親法人等及び子法人等から除かれる者）

第四十二条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 専ら次に掲げるいずれかの者の業務（有価証券等仲介業務、金融商品取引業等及び金融商品仲介業を除く。）の遂行のための業務（非公開財産等情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客

の投資判断（金融商品取引法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第五款において同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等（同法第四十一条の二第四号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。第百十一条第一項第七号において同じ。）に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。）（発行者又は自己の行う有価証券等仲介業務の顧客に関するものに限る。）に関連するものを除く。）を行っている者

「イ・ロ 略」

三 「略」

（預金者等に対する情報の提供）

第四十九条 金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この款において同じ。）は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

「一〇四 略」

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金

の投資判断（金融商品取引法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第五款において同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等（同法第四十一条の二第四号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。第百十一条第一項第八号において同じ。）に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。）（発行者又は自己の行う有価証券等仲介業務の顧客に関するものに限る。）に関連するものを除く。）を行っている者

「イ・ロ 同上」

三 「同上」

（預金者等に対する情報の提供）

第四十九条 「同上」

「一〇四 同上」

五 「同上」

が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。ニ及び第九十二条第十二号において同じ。）に該当するもの以外のもの

〔ロ〕ホ 略

六 「略」

〔2・3 略〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第六十八条 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第一項各号に掲げる方法とする。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十七条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当す

イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。ニ及び第九十三条第十二号において同じ。）に該当するもの以外のもの

〔ロ〕ホ 同上

六 「同上」

〔2・3 同上〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第六十八条 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第一項各号に掲げる方法とする。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十七条 「同上」

ることとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

「イ・ロ 略」

ハ 銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等（第九十二条第十二号及び第十八号において「特定預金等」と総称する。）

「ニ・チ 略」

三 「略」

（広告類似行為）

第八十二条 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等（第九十三条第十二号及び第十八号において「特定預金等」と総称する。）

「ニ・チ 同上」

三 「同上」

（広告類似行為）

第八十二条 「同上」

に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号に規定する電子メールをいう。第百三十七条第二項において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次のイ又はロに掲げる特定金融サービス契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項の全てのみが表示されている景品その他の物品（イ(2)から(4)まで又はロ(2)から(4)までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 特定預金等契約 次に掲げる事項

「(1)～(3) 略」

(4) 第八十八条第一項に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

「削る。」

「一・二 同上」

三 次のイ又はロに掲げる特定金融サービス契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（イ(2)から(4)まで又はロ(2)から(4)までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 「同上」

「(1)～(3) 同上」

(4) 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(i) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する

「削る。」

「削る。」

ロ 特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。(1)(i)において同じ。） 次に掲げる事項

〔(1)～(3) 略〕

(4) 第八十八条第一項又は第六項第三号に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第八十四条 令第三十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（特定預金等契約にあつては当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含み、特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。）にあつては当該特定金

書面（以下この款において「契約締結前交付書面」という。）

〔(i)〕 第九十条第一項第一号に規定する外貨預金等書面

〔(ii)〕 第九十条第一項第三号ロに規定する契約変更書面

ロ 「同上」

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

〔(i)〕 契約締結前交付書面

〔(ii)〕 第九十一条第一項第一号に規定する上場有価証券等書面

面

〔(iii)〕 第九十一条第一項第三号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される

書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

〔(iv)〕 第九十一条第一項第四号ロに規定する契約変更書面

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第八十四条 令第三十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（特定預金等契約にあつては当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含み、特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。）にあつては当該特定金

融サービス契約に係る有価証券の価格若しくは運用財産（金融商品取引法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。第九十一条第一項及び第百十一条第一項第十八号において同じ。）の額に対する割合又は当該特定金融サービス契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

〔2～4 略〕

（契約締結前の情報の提供）

第八十八条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一 次のいずれかの書面の交付

イ 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

ロ 既に成立している特定金融サービス契約（特定保険契約を除く。以下この号において同じ。）の一部の変更をすることを内容とする特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場合において、当該変更に伴い既に成立している特定金融サービス

融サービス契約に係る有価証券の価格若しくは運用財産（金融商品取引法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。第九十二条第一項及び第百十一条第一項第十九号において同じ。）の額に対する割合又は当該特定金融サービス契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

〔2～4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載方法）

第八十八条 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。第三項において同じ。）に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この節において「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次の各号に掲げる特定金融サービス契約の区分に応じ、当該各号に定める事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 特定預金等契約 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項

ス契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項に変更すべきものがあるときにおける当該変更すべき事項を記載した書面

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2 前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行おうとする金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一 あらかじめ、顧客に対し、その旨及び第六十九条各号に掲げる事項を示し、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により受けることについて、書面、当該金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第二条第一項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。

二 あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ 第六十九条各号に掲げる事項

ロ 当該金融サービス仲介業者に対し、当該顧客が前項第一号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

3

契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の

第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第九十三条第十一号に掲げる事項

二 特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。） 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号並びに第九十四条第二号、

第三号及び第六号に掲げる事項

3

金融サービス仲介業者は、契約締結前交付書面には、第九十三条第一号又は第九十四条第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

一 第九十二条第一号又は第九十四条第一号に掲げる事項

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの

5 第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次の各号に掲げる特定金融サービス契約の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 特定預金等契約 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第九十二条第十一号に掲げる事項

二 特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。） 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号並びに第九十四条第二号、第三号及び第六号に掲げる事項

6 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約

及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（以下この条において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合において、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、当該各号に定める方法により行うことができる。

一 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この款において同じ。）に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。第百十一条第一項第十四号及び第百十八条第四号において同じ。）（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものに上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。第百十一条第一項第十四号及び第三項において同じ。）に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（以下この号及び第九十七条の二において「上場有価証券等売買等」という。）に係る特定金融サービス契約を締結しようとする場合（次に掲げる要件の全てを満たす場合）に限り、顧客から第一項に規定する方法による当該情報の提供の請求があつた場合を除く。） 当該特定金融サービス契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して顧客（当該金融サービス仲

介業者から準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該特定金融サービス契約と同種の内容の特定金融サービス契約に係る第一項に規定する方法による当該情報の提供を受けたことがある者に限る。）の閲覧に供する方法による提供

イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは第一項に規定する方法により当該情報の提供を行う旨の説明が行われていること

ロ 当該上場有価証券等売買等に係る特定金融サービス契約の締結前に、当該顧客に対し、当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること。

ハ 当該事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に前三項に規定する方法に準じて表示されるようにしていること。

ニ 当該上場有価証券等売買等を行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

二 金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで若しくは

第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この号において同じ。）又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（償還期限（確定期限に限る。以下この号において同じ。）及び償還金額（確定金額に限る。以下この号において同じ。）の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないもの）に限り、金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（ロ及びニにおいて「債券売買等」という。）に係る特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場合（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、顧客から第一項に規定する方法による当該情報の提供の請求があつた場合を除く。）

（当該特定金融サービス契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して顧客（当該金融サービス仲介業者から準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該特定金融サービス契約と同種の内容の特定金融サービス契約に係る第一項に規定する方法による当該情報の提供を受けたことがある者に限る。）の閲覧に供する方法

イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは第一項に規定する方法により当該情報の提供を行う旨の説明が行われていること

。

ロ 当該債券売買等に係る特定金融サービス契約の締結前に、当該顧客に対し、当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること。

ハ 当該事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に前三項に規定する方法に準じて表示されるようにしていること。

ニ 当該債券売買等を行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

三 顧客に対して目論見書を交付する場合 目論見書（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいう。以下この条において同じ。）（前三項に規定する方法に準ずる方法により準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項の全てが記載されているものに限る。）を交付し、又は目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが当該方法により記載されている書面を一体のものとして交付する方法

7| 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十

三条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十八条の二及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二条の二の規定は、前項第三号の規定による書面の交付について準用する。

8 金融商品取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る目論見書（第六項第三号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第六項第三号の規定の適用については、同号中「前三項に規定する方法に準ずる方法により準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に」とあるのは「準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に」と、「当該方法により記載されている」とあるのは「記載されている」とする。

「条を削る。」

（特定預金等契約に係る契約締結前の情報の提供を要しない場合）

第八十九条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約である場合における準用金融商品取引法第三十七条の三

（情報の提供の方法）

第八十九条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

（特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第九十条 「同上」

第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「号を削る。」

一 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合

二 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の媒介を行う場合において、当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがないとき。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号から第五号までに掲げる事項並びに第九十三条第一号、第十一号、第十六号及び第十七号に掲げる事項を、第八十八条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この款において「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契

三 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約の

相手方金融機関が銀行法第十三条の四、長期信用銀行法第十七条の二、信用金庫法第八十九条の二、労働金庫法第九十四条の二、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一、農業協同組合法第十一条の五、水産業協同組合法第十一条の十一（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）又は農林中央金庫法第五十九条の三において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対しこれらの規定において準用する同項本文に規定する情報の提供を行っている場合（準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第二号並びに第九十二条第十五号から第十七号までに掲げる事項に係る情報を併せて提供している場合に限る。）

四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす場合（当該顧客から前条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供の請求があった場合を除く。）

約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び第一百条第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約の

相手方金融機関が銀行法第十三条の四、長期信用銀行法第十七条の二、信用金庫法第八十九条の二、労働金庫法第九十四条の二、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一、農業協同組合法第十一条の五、水産業協同組合法第十一条の十一（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）又は農林中央金庫法第五十九条の三において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対しこれらの規定において準用する同項本文に規定する書面（準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第二号並びに第九十三条第十五号から第十七号までに掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用

金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を

イ

当該顧客に対し、当該特定預金等契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。以下この号において同じ。）に掲げる事項（前条第一項第一号に規定する場合にあつては、同号ロの変更に係るものに限る。以下この号及び第三項において同じ。）を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供していること（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限る。）。

(1) 当該特定預金等契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に前条第三項から第五項までに規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第二条第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

している場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約の締結の媒介を行う場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第四項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ

当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第八十八条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第二条第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

(2) 当該特定預金等契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

ロ 当該顧客に対し、当該特定預金等契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項（第九十二条第十一号に掲げる事項を除き、前条第一項第一号口に規定する場合にあつては、同号口の変更に係るものに限る。）について顧客の知識、経験、財産の状況及び当該特定預金等契約を締結しようとする目的（1）において「顧客属性」という。）に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしていること（次に掲げる要件のいずれかに該当する場合を除く。）。

(1) 顧客属性に照らして、簡潔な重要情報提供等及びイに規定する方法による情報の提供のみで当該顧客が準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

(2) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項（第九十二条第十一号に掲げる事項を除く。）について説明を要しない旨の当該顧客の意

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

思の表明があつた場合

「項を削る。」

2 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により前条第

一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った日（この項の規定により当該情報の提供を行ったものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該情報の提供に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結の媒介を行った場合又は当該情報の提供に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約（外貨預金等に係る特定預金等契約に係るものに限る。）に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った場合には、当該締結の日又は当該提供の日において準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該同一の内容の特定預金等契約に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行ったものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

3 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事

2 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外

貨預金等に係る特定預金等契約の締結の媒介を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該特定預金等契約の締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

3 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結の媒介を行った場合には、当該特定預金等契約の締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

4 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事

項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による提供のみで当該顧客がこれらの事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合又はこれらの事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に確認すべき旨

三 顧客から請求があるときは前条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行う旨

（特定金融サービス契約に係る契約締結前の情報の提供を要しない場合）

第九十条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（以下この条において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合

項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（特定金融サービス契約に係る契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第九十一条 「同上」

における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「号を削る。」

一 有価証券の売買その他の取引に係る特定金融サービス契約の

一 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この款において同じ。）に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。第百十一条第一項第十五号及び第百十八条第四号において同じ。）（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものに上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。第百十一条第一項第十五号及び第三項において同じ。）に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（以下この条において「上場有価証券等売買等」という。）に係る特定金融サービス契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定金融サービス契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号から第五号まで並びに第九十四条第一号から第三号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項を、第八十八条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条及び第百十一条第一項第一号ロにおいて「上場有価証券等書面」という。）を交付している場合

二 有価証券の売買その他の取引に係る特定金融サービス契約の

締結前一年以内に当該顧客に対し準用金融商品取引法第三十七
条の三第一項の規定により当該特定金融サービス契約と同種
内容の特定金融サービス契約に係る第八十八条第一項に規定す
る方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報
の提供を行っている場合

二 金融商品取引法第十五条第二項第二号に掲げる場合

三 既に成立している特定金融サービス契約の一部の変更をする
ことを内容とする特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場
合において、当該変更に伴い既に成立している特定金融サービ
ス契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（
第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがないとき。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定金融サービス契約と
同種の内容の特定金融サービス契約に係る契約締結前交付書面
を交付している場合

三 当該顧客に対し目論見書（金融商品取引法第二条第十項に規
定する目論見書をいう。以下この条において同じ。）（第八十
八条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書
面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。）を
交付している場合（目論見書に当該事項の全てが記載されてい
ない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目
論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を
一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五
条第二項第二号に掲げる場合

四 既に成立している特定金融サービス契約の一部の変更をする
ことを内容とする特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場
合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更既に成立している当該特定金融サービス契約に
係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがない
とき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定金融サービス契約に

「号を削る。」

係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第七号及び第百十一条第一項第一号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

五

上場有価証券等売買等に係る特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場合において、当該顧客（当該金融サービス仲介業者から上場有価証券等書面の交付を受けたことがある者に限る。）に対し上場有価証券等書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供しているとき（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該顧客から上場有価証券等書面の交付の請求があつた場合を除く。）。

イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは上場有価証券等書面を交付する旨の説明が行われていること。

ロ 当該上場有価証券等売買等に係る特定金融サービス契約の締結前一年以内に、当該顧客に対し、当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること。

ハ 当該事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第八十八条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること。

「号を削る。」

二 当該上場有価証券等売買等の媒介を行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

六 金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この号において同じ。）又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（償還期限（確定期限に限る。以下この号において同じ。）及び償還金額（確定金額に限る。以下この号において同じ。）の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないもの）に限り、金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（ロ及びニにおいて「債券売買等」という。）に係る特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場合において、当該顧客（当該金融サービス仲介業者から当該特定金融サービス契約と同種の内容の特定金融サービス契約に係る契約締結前交付書面の交付を受けたことがある者に限る。）に対し契約締結前交付書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供しているとき（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該顧客から契約締

結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）。
イ

あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨の説明が行われていること。

ロ 当該債券売買等に係る特定金融サービス契約の締結前一年以内に、当該顧客に対し、当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること。

ハ 当該事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所（第八十八条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること）。

ニ 当該債券売買等の媒介を行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

七 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用

四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす場合（当該顧客から第八十八条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供の請求があつた場合を除く。）

金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第四号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定金融サービス契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による

イ

当該顧客に対し、当該特定金融サービス契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）

に掲げる事項（第八十八条第一項第一号ロに規定する場合にあつては、同号ロの変更に係るものに限る。以下この号及び第三項において同じ。）を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供していること（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限る。）。

(1) 当該特定金融サービス契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第八十八条第三項から第五項までに規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第二条第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（上場有価証券等売買等に係る特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場合にあつては契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面、第四号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第六項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ

当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第八十八条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第二条第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

に掲げる事項を除く。）について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があった場合

五 「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

2 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により第八十

八条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った日（この項の規定により当該情報の提供を行ったものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該情報の提供に係る特定金融サービス契約と同種の内容の特定金融サービス契約の締結の媒介を行った場合又は当該情報の提供に係る特定金融サービス契約と同種の内容の特定金融サービス契

八 「同上」

2 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三條の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十八條の二及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二條の二の規定は、前項第三号の規定による書面の交付について準用する。

3 上場有価証券等書面を交付した日（この項の規定により上場有価証券等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に上場有価証券等売買等に係る特定金融サービス契約の締結の媒介を行った場合には、当該特定金融サービス契約の締結の日において上場有価証券等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（この項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定金融サービス契約と同種の内容の特定金融サービス契約の締結の媒介を行った場合には、当該特定金融サービス契約の締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

約（上場有価証券等売買等に係るものに限る。）に係る第八十八条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った場合には、当該締結の日又は当該提供の日において準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該同種の内容の特定金融サービス契約に係る第八十八条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る当該情報の提供を行ったものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

「項を削る。」

3 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による提供のみで当該顧客がこれらの事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合又はこれらの事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があった場合を除き、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除

5 金融商品取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る目論見書（第一項第三号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「第八十八条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

6 第一項第七号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除

く。）に掲げる事項のうち特定金融サービス契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に確認すべき旨

三 顧客から請求があるときは第八十八条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行う旨

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第九十一条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、特定金融サービス契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（特定預金等契約にあつては当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含み、特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約にあつては当該特定金融サービス契約に係る有価証券の価格若しくは運用財産の額に対する割合又は当該特定金融サービス契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの事項に係る情報の提供をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

く。）に掲げる事項（第一項第四号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定金融サービス契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第九十二条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、特定金融サービス契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（特定預金等契約にあつては当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含み、特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約にあつては当該特定金融サービス契約に係る有価証券の価格若しくは運用財産の額に対する割合又は当該特定金融サービス契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 「略」

(特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項)

第九十二条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約である場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

「二〇十八 略」

(外貨預金等に係る特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十三条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が外貨預金等に係る特定預金等契約である場合(当該顧客から前条各号(第一号、第十一号、第十六号及び第十七号を除く。)に掲げる事項に係る情報の提供を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条の規定にかかわらず、同条第一号、第十一号、第十六号及び第十七号に掲げる事項とする。

(特定金融サービス契約に係る契約締結前交付書面の共通記載事

2 「同上」

(特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項)

第九十三条 「同上」

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

「二〇十八 同上」

「条を加える。」

(特定金融サービス契約に係る契約締結前交付書面の共通記載事

項)

第九十四条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（以下この条において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

〔二〕十二 略〕

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第九十五条 〔略〕

2 一の有価証券の売買その他の取引について相手方金融機関が金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する情報の提供を行わなければならない場合において、当該相手方金融機関が前項各号に掲げる事項の提供を行ったときは、金融サービス仲介業者は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を提供することを要しない。

3 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が有価証券の売付に係るものであつて、当該特定金融サービス契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合には、第一項の規定

項)

第九十四条 〔同上〕

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

〔二〕十二 同上〕

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第九十五条 〔同上〕

2 一の有価証券の売買その他の取引について相手方金融機関が金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該相手方金融機関が前項各号に掲げる事項を記載した当該書面を交付したときは、金融サービス仲介業者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が有価証券の売付に係るものであつて、当該特定金融サービス契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合には、第一項の規定

にかかわらず、同項各号に掲げる事項を提供することを要しない。

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十七条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。以下この項において同じ。）が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引（第三十号及び次項並びに第百三条において「商品ファンド関連取引」という。）に係るものである場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項の規定にかかわらず、第九十五条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

「一〇二十三 略」

二十四 計算期間に係る商品ファンドの貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面その他の財務計算に関する書類に対する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十号へ及び第百十一条第一項第十一号ニ(2)において同じ。）又は監査法人の監査を受ける予定の有無及びその予定がある場合にあっては、監査を受ける範囲

「二十五〇二十九 略」

三十 元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運

にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十七条 「同上」

「一〇二十三 同上」

二十四 計算期間に係る商品ファンドの貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面その他の財務計算に関する書類に対する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十号へ及び第百十一条第一項第十二号ニ(2)において同じ。）又は監査法人の監査を受ける予定の有無及びその予定がある場合にあっては、監査を受ける範囲

「二十五〇二十九 同上」

三十 「同上」

用するための商品ファンド関連取引に係る特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場合にあっては、次に掲げる事項

「イ〜ニ 略」

ホ ニの商品ファンドから出資又は拠出を受けた者がある場合にあっては、当該商品ファンド及び当該者に係る連結貸借対照表及び連結損益計算書又はこれらに代わる書面（顧客が当該商品ファンド及び当該者に係る純資産額を理解することができる方法により記載されているものに限る。）

ヘ ニ又はホに掲げる書面その他の財務計算に関する書類に対する公認会計士又は監査法人の監査を受けているときは、その範囲（第八十八条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供に併せて公認会計士又は監査法人の監査に係る書類又は電磁的記録が提供されており、かつ、当該書類又は電磁的記録に監査を受けた範囲が明記されている場合を除く。）

「2 4 略」

（上場有価証券等売買等に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十七条の二 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。）が上場有価証券等売買等に係るものである場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第九十四

「イ〜ニ 同上」

ホ ニの商品ファンドから出資又は拠出を受けた者がある場合にあっては、当該商品ファンド及び当該者に係る連結貸借対照表及び連結損益計算書又はこれらに代わる書面であつて顧客が当該商品ファンド及び当該者に係る純資産額を理解することができる方法により記載されているもの

ヘ ニ又はホに掲げる書面その他の財務計算に関する書類に対する公認会計士又は監査法人の監査を受けているときは、その範囲（契約締結前交付書面に公認会計士又は監査法人の監査に係る書類が添付されており、かつ、当該書類に監査を受けた範囲が明記されている場合を除く。）

「2 4 同上」

「条を加える。」

条から前条までの規定にかかわらず、第九十四条第一号から第三号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項とする。

（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。第五号及び第六号において同じ。）が投資顧問契約である場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第九十四条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

「一〇四 略」

五 当該特定金融サービス契約に金融商品取引法第三十七条の六の規定が適用される場合にあつては、顧客は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百十五条に規定する日から起算して十日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該特定金融サービス契約の解除を行うことができる旨

「号の細分を削る。」

（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条 「同上」

「一〇四 同上」

五 当該特定金融サービス契約に金融商品取引法第三十七条の六の規定が適用される場合にあつては、顧客は、特定金融サービス契約が成立したときに作成する同法第三十七条の四第一項に規定する書面（以下この号において「契約締結時交付書面」という。）を受領した日（当該契約締結時交付書面の受領に代えて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第五十六条第一項に規定する電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日）から起算して十日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該特定金融サービス契約の解除を行うことができる旨

イ 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条第一項第一

「号の細分を削る。」

「六〇九 略」

「2・3 略」

(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等)

第九十九条の二 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約である場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、第九十二条第十一号に掲げる事項とする。

2 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。）に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、第九十四条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

3 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客の知識、経験、財産の状況及び当該特定金融サービス契約（特定保険契約を除く。）を締結しようとする目的に照らし

号に掲げる方法により提供された場合 当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日

ロ 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条第一項第二号に掲げる方法により提供された場合 同号のファイルを受領した日

「六〇九 同上」

「2・3 同上」

「条を加える。」

て、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで当該顧客が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合

三 第八十八条第六項第一号又は第二号に規定する方法により準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供を行う場合

(契約締結時の情報の提供)

第九十九条の三 特定保険契約以外の特定金融サービス契約（以下この条において単に「特定金融サービス契約」という。）が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面の交付

イ 当該特定金融サービス契約が成立したとき 当該特定金融サービス契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項を記載した書面（以下「契約締結時交付書面」という。）

ロ 既に成立している特定金融サービス契約の一部の変更をす

「条を加える。」

ることを内容とする特定金融サービス契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定金融サービス契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがあるとき 当該変更すべき事項を記載した書面

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2 第八十八条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする金融サービス仲介業者について準用する。

(特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項)

第百条 特定預金等契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 略」

(特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の共通記載事項)

第百一条 特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

(特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項)

第百条 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（以下この款において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

(特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の共通記載事項)

第百一条 特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇七 同上」

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結時交付書面の共通記載事項)

第百二条 有価証券の売買その他の取引に係る特定金融サービス契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 銘柄(取引の対象となる金融商品、金融指標(金融商品取引法第二十五条に規定する金融指標をいう。第百十一条第一項第十四号及び第百三十九条第三項において同じ。))その他これらに相当するものを含む。)

〔四〇九 略〕

2 一の有価証券の売買その他の取引について相手方金融機関が金融商品取引法第三十七条の四の規定により顧客に対し同項に規定する情報の提供を行わなければならない場合において、当該相手方金融機関が前項各号に掲げる事項の提供を行ったときは、金融サービス仲介業者は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を提供することを要しない。

(商品ファンド関連取引に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則)

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結時交付書面の共通記載事項)

第百二条 有価証券の売買その他の取引に係る特定金融サービス契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 銘柄(取引の対象となる金融商品、金融指標(金融商品取引法第二十五条に規定する金融指標をいう。第百十一条第一項第十五号及び第百三十九条第三項において同じ。))その他これらに相当するものを含む。)

〔四〇九 同上〕

2 一の有価証券の売買その他の取引について相手方金融機関が金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該相手方金融機関が前項各号に掲げる事項を記載した当該書面を交付したときは、金融サービス仲介業者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(商品ファンド関連取引に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則)

第百三条 商品ファンド関連取引に係る特定金融サービス契約が成立したときににおける契約締結時交付書面に記載すべき事項に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

2 「略」

（投資顧問契約に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百四条 投資顧問契約が成立したときににおける契約締結時交付書面に記載すべき事項に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、第百一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 略」

「2・3 略」

（投資一任契約に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百五条 投資一任契約が成立したときににおける契約締結時交付書面に記載すべき事項に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、第百一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

「一〇九 略」

十 金融商品取引法第四十二条の七第一項に規定する情報を提供

第百三条 商品ファンド関連取引に係る特定金融サービス契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇六 同上」

2 「同上」

（投資顧問契約に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百四条 投資顧問契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第百一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

「2・3 同上」

（投資一任契約に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百五条 投資一任契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第百一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇九 同上」

十 金融商品取引法第四十二条の七第一項の運用報告書を交付す

する頻度

2
「略」

（特定預金等契約に係る契約締結時の情報の提供を要しない場合）

第百六条 特定預金等契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により第八十八条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合（第九十条三条に規定する場合であつて、当該顧客から契約締結時交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない旨の意思の表明があつたときに限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る第九十九条の三第一項に規定する方法による契約締結時交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について同項に規定する方法による契約締結時交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っていない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

る頻度

2
「同上」

（特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百六条 特定預金等契約が成立したときにおける契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

内容とする特定預金等契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがないとき。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約の

相手方金融機関が銀行法第十三条の四、長期信用銀行法第十七条の二、信用金庫法第八十九条の二、労働金庫法第九十四条の二、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一、農業協同組合法第十一条の五、水産業協同組合法第十一条の十一（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は農林中央金庫法第五十九条の三において準用する金融商品取引法第三十七条の四本文の規定により当該顧客に対しこれらの規定において準用する同条本文に規定する情報（第百条第一号及び第十一号に掲げる事項に係る情報を含むものに限る。）を提供している場合

2

第九十三条に規定する場合において、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により第八十八条第一項に規定する方法

内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

四 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約の

相手方金融機関が銀行法第十三条の四、長期信用銀行法第十七条の二、信用金庫法第八十九条の二、労働金庫法第九十四条の二、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一、農業協同組合法第十一条の五、水産業協同組合法第十一条の十一（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は農林中央金庫法第五十九条の三において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対しこれらの規定において準用する同項本文に規定する書面（第百条第一号及び第十一号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合
外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内以外

2

による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った日（この項の規定により当該情報を提供したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結の媒介を行ったとき（当該顧客から契約締結時交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該特定預金等契約の締結の日において同項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行ったものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

3

第九十九条の三第一項に規定する方法による契約締結時交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について当該情報の提供を行わない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により当該情報の提供を行ったものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該情報の提供に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結の媒介を行った場合には、当該特定預金等契約の締結の日において当該情報の提供を行ったものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（特定金融サービス契約に係る契約締結時の情報の提供を要しない場合）

第一百七条 特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（以下この項において単に「特定金融サービス契約」とい

貨預金等に係る特定預金等契約の締結の媒介を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該特定預金等契約の締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

3

契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結の媒介を行った場合には、当該特定預金等契約の締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百七条 特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（以下この項において単に「特定金融サービス契約」とい

う。)が成立したときにおける特定金融サービス契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定金融サービス契約が次に掲げるものである場合であつて、顧客に対し当該特定金融サービス契約の内容を記載した書面を定期的に交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(第二条第一項第一号二に掲げる方法を除く。以下この条において同じ。)により定期的に提供し(当該顧客から当該書面の交付の請求があつた場合を除く。)、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているとき。

「イゝハ 略」

二 次に掲げる取引に係る特定金融サービス契約が成立した場合であつて、相手方金融機関が金融商品取引業等に関する内閣府令第一百条第一項第二号の規定により顧客に対し契約書を交付し、又は当該契約書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する(当該顧客から当該書面の交付の請求があつた場合を除く。)ものであるとき。

「イゝハ 略」

三 「略」

四 顧客が相手方金融機関(投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第百十一条第一項第十八号において同じ。))を行う者に限る。)と投資一任契約を

う。)が成立したときにおける契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定金融サービス契約が次に掲げるものである場合であつて、顧客に対し当該特定金融サービス契約の内容を記載した書面を定期的に交付し、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているとき。

「イゝハ 同上」

二 次に掲げる取引に係る特定金融サービス契約が成立した場合であつて、相手方金融機関が金融商品取引業等に関する内閣府令第一百条第一項第二号の規定により顧客に対し契約書を交付するものであるとき。

「イゝハ 同上」

三 「同上」

四 顧客が相手方金融機関(投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第百十一条第一項第十九号において同じ。))を行う者に限る。)と投資一任契約を

締結している場合であつて、当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引について次に掲げる要件の全てを満たすものであるとき。

イ 書面、金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第二条第一項第二号に掲げる方法により、当該顧客からあらかじめ準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得ること。

ロ 当該顧客に対し、第一百二条第一項各号に掲げる事項に準ずる事項その他当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引の内容に係る情報を遅滞なく提供すること（書面、金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第二条第一項第二号に掲げる方法により、当該顧客からあらかじめ当該内容に係る情報の提供を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）。

ハ 「略」

五 既に成立している特定金融サービス契約の一部の変更をすることを内容とする特定金融サービス契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定金融サービス契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがないとき。

「号の細分を削る。」

締結している場合であつて、当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引について次に掲げる要件の全てを満たすものであるとき。

イ 書面又は情報通信の技術を利用する方法により、当該顧客からあらかじめ契約締結時交付書面の交付を要しない旨の承諾を得ること。

ロ 当該顧客に対し、第一百二条第一項各号に掲げる事項に準ずる事項その他当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引の内容を記載した書面を遅滞なく交付すること（書面又は情報通信の技術を利用する方法により、当該顧客からあらかじめ当該内容を記載した書面の交付を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）。

ハ 「同上」

五 既に成立している特定金融サービス契約の一部の変更をすることを内容とする特定金融サービス契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがない

「号の細分を削る。」

2 第八十八条第二項の規定は、前項第一号又は同項第二号の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、同条第二項第二号ロ中「前項第一号に掲げる方法による当該情報の提供」とあるのは、「第一百七条第一項第一号又は第二号に規定する書面の交付」と読み替えるものとする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項第一号又は同項第二号の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは「第一百七条第一項第一号又は同項第二号」と、「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第一号イからハまで又は第二号」と読み替えるものとする。

4 第一項第一号又は同項第二号の電磁的方法による提供についての第二条第二項（第三号ロ及び第四号を除く。）の適用については、同項第三号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは、「を記録した」と読み替えるものとする。

「項を削る。」

とき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 金融サービス仲介業者は、前項第一号の書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（同項において「記載事項」という。）を電磁的方法（第二条第一項第一号ニに掲げる方法を除く。次項において同じ。）により提供することができる。この場合において、金融サービス仲介業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により記載事項を電磁的方法により提供しようとするときについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第一百七条第二項」と、「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第一号イからハまで又は第二号」と読み替えるものとする。

4 第二項の場合において、第二条第二項（第三号ロ及び第四号を除く。）の規定の適用については、同項第三号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは、「を記録した」とする。

5 第一項第四号イ及びロの「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、金融サービス仲介業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成す

ることができるものでなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の承諾に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

(特定預金等契約の締結の媒介に関する禁止行為)

第一百十条 「同上」

一 「同上」

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四

(特定預金等契約の締結の媒介に関する禁止行為)

第一百十条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 「略」

「号を削る。」

二〇四
「略」

(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)

第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「号を削る。」

第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号、次条第一項第一号及び第十六号並びに第一百八条第四号及び第五号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の媒介を行う行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

三〇五
「同上」

(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)

第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約(第一号において単に「特定金融サービス契約」という。)である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、

一〇十四 「略」

十五 顧客に対して、有価証券に係る次に掲げる書類が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第八十八条第六項第一号又は第二号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号において同じ。）をしないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあっては、当該契約変更書面に記載されている事項であって同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定金融サービス契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融サービス仲介行為（法第十一条第四項各号に掲げる行為に限る。次号から第六号までにおいて同じ。）を行うこと。

イ 契約締結前交付書面

ロ 上場有価証券等書面

ハ 第九十一条第一項第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

ニ 契約変更書面

二〇十五 「同上」

十六 顧客に対して、有価証券に係る次に掲げる書類が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第九十一条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号において同じ。）をしないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該

有価証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日
前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交
付をした場合を除く。）。

「イ」チ 略

十六〽二十五 「略」

「2・3 略」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ず
るおそれがあるもの）

第一百十八条 準用金融商品取引法第四十条第二号に規定する内閣府
令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一」六 略

七 有価証券等仲介業務を実施する組織（金融機関代理業務を併
せて実施する組織に限る。）の業務を統括する金融サービス仲
介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行
うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（金融商品
取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに同法第
二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び
第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客
の非公開融資等情報を自ら取得し、又は金融機関代理業務に従
事する金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使用人
から受領して、当該有価証券に係る法第十一条第四項各号に掲
げる行為を行っている状況（当該統括する金融サービス仲介業

有価証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日
前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交
付をした場合を除く。）。

「イ」チ 同上

十七〽二十六 「同上」

「2・3 同上」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ず
るおそれがあるもの）

第一百十八条 「同上」

「一」六 同上

七 有価証券等仲介業務を実施する組織（金融機関代理業務を併
せて実施する組織に限る。）の業務を統括する金融サービス仲
介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行
うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（金融商品
取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに同法第
二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び
第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客
の非公開融資等情報を自ら取得し、又は金融機関代理業務に従
事する金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使用人
から受領して、当該有価証券に係る法第十一条第四項各号に掲
げる行為を行っている状況（当該統括する金融サービス仲介業

者又はその役員若しくは使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報（当該金融サービス仲介業者が当該顧客（第百十一条第一項第十一号二(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該非公開融資等情報の提供を停止することとしている場合であつて、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該非公開融資等情報を除く。）を有価証券等仲介業務に従事する金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供している状況を含む。）

八 「略」

九 金融サービス仲介業者が取得した顧客の財産に関する情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面若しくは電磁的記録による同意を得ることなく、相手方金融機関に提供している状況又は当該相手方金融機関から取得した顧客の財産に関する情報その他の特別な情報（ハ及びニに掲げるものの以外のものであつて、当該相手方金融機関が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘している状況

「イゝハ 略」

者又はその役員若しくは使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報（当該金融サービス仲介業者が当該顧客（第百十一条第一項第十二号二(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該非公開融資等情報の提供を停止することとしている場合であつて、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該非公開融資等情報を除く。）を有価証券等仲介業務に従事する金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供している状況を含む。）

八 「同上」

九 「同上」

「イゝハ 同上」

二 当該金融サービス仲介業者が当該相手方金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該相手方金融機関が当該金融サービス仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合において、当該金融サービス仲介業者又は当該相手方金融機関が当該顧客（<u>第百十一条第一項第十一号ニ(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。</u>）の求めに応じて当該特別な情報の当該相手方金融機関又は当該金融サービス仲介業者への提供を停止することとしており、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該特別な情報	二 当該金融サービス仲介業者が当該相手方金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該相手方金融機関が当該金融サービス仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合において、当該金融サービス仲介業者又は当該相手方金融機関が当該顧客（<u>第百十一条第一項第十二号ニ(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。</u>）の求めに応じて当該特別な情報の当該相手方金融機関又は当該金融サービス仲介業者への提供を停止することとしており、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該特別な情報
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	